

<配点>

- 1
(1)
2点×12=24点
(2)
2点×3=6点
(3)
2点×4=8点
(4)
2点×6=12点
- 2
(1)
2点×6=12点
(2)
2点×6=12点
- 3
(1)
2点×8=16点
(2)
2点×6=12点
- 4
(1)
2点×4=8点
(2)
2点×8=16点
- 5
(1)
2点×4=8点
(2)
2点×4=8点
(3)
4点×3=12点
- 6
(1)
2点×10=20点
(2)
2点×4=8点
(3)
①3点×3=9点・②3点×3=9点

計200点

1	(1)	①	学校医	②	五	③	解熱	④	二
		⑤	三	⑥	特有の咳	⑦	消失	⑧	腫脹
		⑨	全身状態	⑩	すべて	⑪	痂皮化	⑫	軽快
	(2)	病原体		感染経路		宿主			
	(3)	換気		咳エチケット(マスクの着用)		手洗い		人混み回避	
	(4)	ア	○	イ	受診	ウ	○		
		エ	校長	オ	○	カ	感染症		
2	(1)	①	教科等横断的	②	カリキュラム・マネジメント	③	体育科		
		④	特別活動	⑤	総合的な学習の時間	⑥	カウンセリング		
	(2)	A	サ	B	エ	C	カ		
		D	ケ	E	イ	F	ク		
3	(1)	①	連絡	②	止血	③	固定	④	人工呼吸
		⑤	胸骨圧迫	⑥	AED(自動体外式除細動器)	⑦	医療機関	⑧	直接圧迫法
	(2)	①	大動脈	②	肺動脈弁	③	三尖弁	④	肺動脈
		⑤	僧帽弁	⑥	大動脈弁				
4	(1)	A	第1小臼歯	B	側切歯	C	犬歯	D	第1大臼歯
	(2)	ア	1	イ	0	ウ	0	エ	25
		オ	2	カ	3	キ	1	ク	G0

5	(1)	①	×	②	○	③	×	④	×	
	(2)	ア	知識	イ	規範意識	ウ	自尊感情	エ	対処	
	(3)	①	電子たばこは香料などを含むリキッド（溶液）を電氣的に加熱し、発生させたエアロゾル（蒸気）を吸入する製品であり、販売に年齢制限の法的規制はない。しかし、電子たばこによっては、 <u>健康に影響を及ぼす可能性のあるホルムアルデヒド、アセトアルデヒドといった発がん性物質などを発生するものがある</u> と報告されている。米国疾病管理予防センターは、 <u>電子たばこによるものと疑われる肺障害等の健康被害（呼吸困難、息切れ、胸痛といった呼吸器症状や嘔吐や下痢などの消化器症状、発熱や疲労などの症状）や死亡例がみられる</u> とし、 <u>電子たばこの使用を控えることを推奨している</u> 。また、 <u>電子たばこは、たばこの使用につながるという報告もあり、生徒が使用することは推奨できない</u> 。なお、日本では、ニコチンを含むするリキッドの販売は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されている。							
		②	酒類業団体で作る自主基準では、 <u>ノンアルコール飲料の容器に 20 歳以上を対象としている旨を表示することとなっている</u> 。また、ノンアルコール飲料の販売について小売業者に対する販売管理研修において <u>区分陳列及び年齢確認の上、消費者に販売するよう指導されている</u> 。このことから、 <u>20 歳以上を対象としているノンアルコール飲料を 20 歳未満が飲むことは推奨できない</u> 。							
③		20 歳未満（15～19 歳）でたばこを吸い始めた場合の肺がんによる死亡は、20 歳に達してから吸い始めた場合に比べて高いなど、 <u>20 歳未満の人はたばこの有害物質の影響を受けやすい</u> ことが知られている。また、 <u>20 歳未満での飲酒は、アルコールを分解する酵素の働きが未発達のため、飲酒をした場合、急性アルコール中毒になる危険性が高く、アルコール依存症になりやすい</u> ことが知られている。けがや事故の原因になることがあり、 <u>記憶力が悪くなったり、脳や骨の発達に悪い影響を与えたりすること</u> も知られている。このため、 <u>20 歳未満の者の喫煙や飲酒は法律で禁じられている</u> 。								
6	(1)	①	コ	②	ア	③	ク	④	キ	
		⑤	シ	⑥	ウ	⑦	ス	⑧	イ	
		⑨	カ	⑩	ケ					
	(2)	①身体計測		発育不良、不潔な皮膚、不自然な傷・あざ 等						
		②内科検診		不自然な傷・あざ、衣服を脱ぐことや診察を怖がる 等						
		③歯科検診		ひどい歯、歯の萌出の遅れ、口腔内の外傷（歯の破損や粘膜の損傷等）の放置、口腔内の不衛生 等						
		④事後措置状況		精密検査を受けさせない、何度受診勧告をしても受診させない 等						
	(3)	①	・「よく話してくれたね」「言ってもらってよかった」と伝える。 ・「自分ができることはする」と伝える。 ・「あなたは悪くない」と伝える。 ・「あなたを支えるのに協力してくれる人がいるから、あなたを大事にしてもらえるように話をする」と伝える。 ・「また話を聞かせてほしい」と次の相談日（時間）を決めておく。等							
		②	・記録を取る。 ・子供に保護を求める権利があることを伝える。 ・通告をする。他機関連携を開始する。 ・必要に応じて小児科、婦人科、こう門科の受診をする。 ・一人で抱え込まない。複数の教職員で対応する。等							